

焼津市広告付きAED設置事業者募集要領

1 趣旨

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を広告付きにより設置することで、市が負担すべきAEDの導入等に係る経費の節減を図り、広告掲出による地域経済の活性化を図ることを目的として、公募型プロポーザル方式により事業者を募集するため必要な事項を定める。

2 事業名称

「焼津市広告付きAED設置事業」

3 事業（業務）内容

「焼津市広告付きAED設置事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 AED設置場所

焼津市本町二丁目16番32号 焼津市役所本庁舎ほか仕様書記載のとおり

5 参加資格

次の要件を満たしていること

- (1) 焼津市随意契約見積心得 15（見積りする資格のない者）に該当しないこと。
- (2) AEDの設置及び維持管理に必要な高度管理医療機器等販売業・貸与業の資格を有していること。または、同資格を有する者を協力会社に指定できること。
- (3) 法人であること。
- (4) 仕様書4に記載の機器の納入、維持メンテナンスができること。
- (5) 静岡県内地方自治体において、広告付きAED事業（AEDに広告媒体を併せて設置することにより、設置費用を無償または施設側に金銭を納入する事業）の導入実績があること。

6 スケジュール等

質問書の提出期限 令和8年5月27日（水）午後5時まで

参加表明書・企画書等各種書類の提出期限 令和8年6月3日（水）午後5時まで

プレゼンテーションは行いません。

選定結果通知 令和8年6月上旬予定

協定締結 令和8年6月中旬予定

AED設置・稼働 令和8年7月1日から稼働できる状態にすること。

7 応募方法

- (1) 本事業、各種書類等に関する質問書の提出

ア 提出期限 令和8年5月27日（水）午後5時まで

イ 提出先 「10 書類提出及び問い合わせ先」に同じ

ウ 提出方法 質問書（様式第5号）に質問事項を記載し、電子メール又はFAXで提出すること。

※ 受信確認のため、提出した際は電話でその旨を連絡すること。

エ 回答方法

焼津市ホームページ上に回答を掲載するとともに、質問者に対して掲載した旨を電

子メールで通知する。

オ その他

応募に際して、事前に現地の状況の確認を希望する場合は「10 書類提出及び問い合わせ先」にある連絡先まで連絡し、現地の状況を確認の上、申し込むこと。

(2) 参加表明書等各種書類の提出

ア 提出期限 令和8年6月3日(水)午後5時まで(必着)

イ 提出先 「10 書類提出及び問合せ先」に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送により提出

※ ファックスや電子メールによる提出は受付しない。

(ア) 持参の場合 開庁日の午前8時30分から午後5時まで

(イ) 郵送の場合 郵送方法は指定しない。

エ 提出書類

以下の書類を各1部ずつ提出すること。

① 参加表明書(様式第1号)

② 添付書類(該当者のみ)

焼津市競争入札参加資格に関する要綱に基づき、いずれかの業種において入札参加資格者名簿に登録されていない者については、次の書類を添付すること。

a 商業・法人登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し

b 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書 終了した直近の事業年度分のもの、写し可)

c 納税証明書等

・焼津市が発行する市税の完納証明書(焼津市に納税義務がある場合)

・国税(法人税、消費税及び地方消費税)について未納の税額がないことを証明する納税証明書(税務署様式その3の3の写し)

※ 各種証明書は申請日以前3箇月以内に証明されたものを提出すること。

③ 企画書 様式第2号

④ 導入実績表 様式第3号

⑤ 誓約書 様式第4号

⑥ AEDの設置及び維持管理に必要な高度管理医療機器等販売業・貸与業の資格を証する書類の写し。又は、同資格を有する者を協力会社に指定できる場合、その者の資格を証する書類の写し。

オ 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは次によるものとする。

① 提出書類は返却しない。

② 本事業に係る公文書の公開の請求があった場合は、焼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

8 事業者選定方法

(1) 審査及び選定

提出された書類に基づき審査及び選定を行う。プレゼンテーションは行わない。

別表の審査基準に基づき採点し、一定以上（24点以上）の点数があり、かつ、最も点数の高かった申請者を優先候補者として選定し、次に高かった申請者を次点候補者として選定する。同点数の申請者が2以上あった場合は、内容を精査の上決定する。

(2) 選定の公表

選定した各候補者には文書で通知し、選定結果については、ホームページで公表する。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 提出書類の不備、虚偽の記載

イ 経営状況、税の滞納等本プロポーザルに参加するものとして不適切と判断した場合

ウ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

エ 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があったと認められる場合

オ 別表において失格と表示した項目に該当する場合

9 協定の締結等

(1) 市は、優先候補者と協議し、協定を締結する。優先候補者との協議が整わない場合、又は失格となった場合、次点候補者と協議を行う。

(2) 広告物については焼津市有料広告掲載要綱に基づく申請、審査が必要であるので、協定締結後、市の指示に基づき申請を行うこと。

10 書類提出及び問合せ先

〒425-8502

焼津市本町二丁目16番32号

電話 054-626-1139 FAX 054-626-2185

メールアドレス kanzai@city.yaizu.lg.jp

[別表]

審査基準及び配点

No.	大項目	中項目	小項目	配点
1	費用	①月額1万円以上の市への提供		15点
		②月額1万円未満の市への提供または無償		10点
		③市への費用の要求		失格
2	導入実績	広告付きAEDの導入実績	静岡県内地方自治体での実績	1団体につき3点 (上限15点) 実績がない場合は失格
3	サポート体制等	優れる		20点
		普通		10点
		劣る		0点
	合計(上限)			50点